

『産む権利／産まない権利： リプロダクティブ・ライツの現在』

ジェンダー法政策研究所・辻村みよ子*・糠塚康江*・大山礼子**・

二宮周平*** 共編、松原洋子**** ほか著、花伝社、2025 年

坂井 めぐみ†

I. はじめに

リプロダクティブ・ライツは、「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(SRHR：性と生殖に関する健康と権利)の中核をなす概念である。それは、いつ、何人子どもを持つか、あるいは持たないかという選択を、誰からも何からも強制されることなく自ら決定できるべき基本的人権であるとする考え方である。しかし、この選択はきわめて私的な経験であるにもかかわらず、歴史的には人口政策、家族政策、医療制度といった国の制度や社会の価値観に強く影響されてきた。生殖に関する選択は「個人的」であると同時に、つねに法制度や政治の文脈の中に置かれてきた。本書は、生殖をめぐる選択の自由がいまも十分に守られているとはいいがたい現状を示し、日本におけるリプロダクティブ・ライツのこれからを考える手がかりを提示する。

本書の帯に掲げられた「今、あらためて、『個人的なこと』は『政治的なこと』であるという原点に立ち戻る」という言葉は、この構造を端的に示している。

本書は、日本において「産むこと／産まないこと」に関わるリプロダクティブ・ライツが、どのような法制度や政治の動きのなかで形成され、また制限されてきたのかを検討する論集である。政治学、国際人権法、憲法学などの視点から、生殖に関わる選択が政策・法制度・社会規範とどのように交錯してきたのかを明らかにしようとする点に特徴がある。

本書は、2024 年 8 月 4 日にジェンダー法政策研究所 (Gender and Legal Policy Center: GELEPOC) が企画・開催した第 4 回公開シンポジウム「産む権利／産まない権利——リプロダクティブ・ライツの現在」の成果を基礎として編まれた。同シンポジウムでの議論を踏まえつつ、アメリカおよびフランスにおける中絶をめぐる最新動向を加え、議論を再構成している。

* 東北大学 名誉教授

** 駒澤大学 名誉教授

*** 立命館大学 名誉教授

**** 立命館大学大学院先端総合学術研究科 特任教授

† 立命館大学教養教育センター授業担当講師

msr19017@fc.ritsumeit.ac.jp

II. 本書の構成と各章の要約

本書は全3部構成である。第I部は、リプロダクティブ・ライツを多角的に検討し、理論的な視点を整理して議論の土台を示すことを目的とした。第II部は、日本の最近の事例をふまえた実践上の議論がなされ、第III部はアメリカとフランスの事例を取り上げた。各章の構成は以下の通りである。

第I部 リプロダクティブ・ライツの意義と可能性

- 1 政治から見る日本のリプロダクティブ・ライツ：優生保護法を巡る政治過程（岩本美砂子）
- 2 リプロダクティブ・ヘルス・ライツに対する国際人権法からのアプローチ（林陽子）
- 3 憲法上の人権としてのリプロダクティブ・ライツの保護：「身体」に関する自由と尊厳（建石真公子）

第II部 リプロダクティブ・ライツをめぐる日本のアクチュアルな問題

- 1 母になることを強制されないこと：フランス視察と内密出産／匿名出産（石黒大貴）
- 2 〈不良な子孫〉の出生防止と人権侵害：優生保護法の歴史から（松原洋子）
- 3 妊娠／出産を望む未婚女性たちと日本の現状（長村さと子）

第III部 リプロダクティブ・ライツと国際情勢

- ・ Dobbs 判決の舞台裏（小竹聡）
- ・ 「中絶の自由」が憲法に書き込まれた日：2024 年国際女性の日（齊藤笑美子）

第I部では、日本におけるリプロダクティブ・ライツの意義と可能性を検討している。岩本氏は政治学の視点から、明治期以降の中絶をめぐる政策動向を分析し、日本では「産ませる／産ませない」の双方において国が強く介入してきた歴史的構造を明らかにした。林氏は国際人権法の立場から SRHR の展開を整理し、女性差別撤廃条約および同選択議定書下の議論を通じて、SRHR がいかに国際規範として構築されてきたかを跡づける。建石氏は憲法学の観点から、リプロダクティブ・ライツの法的性質と構造を検討し、セクシュアリティや生殖という極めて私的な領域が国際的には女性の人権の中核として位置づけられてきたにもかかわらず、日本では十分に保障されてこなかったと論じる。

第II部では、リプロダクティブ・ライツをめぐる日本のアクチュアルな問題に迫り、権利が十分に保障されない理由を明らかにし、今後の課題を提示している。石黒氏は、日本の内密出産とフランスの匿名出産を比較し、女性には「母になるかどうか」を自分で決める権利があり、社会や制度がそれを事実上強制してはならないと論じる。松原氏は、法制度・国会議論・行政資料・被害の実態などを歴史的に分析し、旧優生保護法のもとで行われた「不良な子孫の出生防止」という政策が、どのように正当化され、優生政策が国家主導で人びとの身体と生殖を統制してきた過程を検証する。長村氏は、「妊娠・出産を望む未婚女性」の現状を、調査や支援活動の実践を手がかりに、当事者の視点から「未婚女性が子どもを持つことを当たり前を選択できる社会」になっていないとし、支援の課題を分析する。

第III部では、中絶をめぐるアメリカとフランスの現在の状況が分析された。2022 年 6 月、合衆国最高裁判所は中絶の権利を認めた 1973 年の判決を覆した。この Dobbs 判決の形成過程をめぐる報道を分析した小竹氏は、Dobbs 判決が突発的に生じたものではなく、政治的闘争と制度設計の産物であったことを明らかにしている。Dobbs 判決を受け、フランスは 2024 年に「中絶の自由」を憲法に明記した。齊藤氏は、この過程を分析し、長年の市民運動と政治的合意形成を経て、生殖に関する自己決定が国

家の基本規範として位置づけられた歴史的意義を示した。

III. 本書の意義——旧優生保護法問題とリプロダクティブ・ライツ

本書で大きな比重を占めるのが、旧優生保護法をめぐる検討である。旧優生保護法は、戦前の国民優生法を継承して1948年に制定され、1996年に母体保護法へ改正されるまで存続した。同法のもとでは、「不良な子孫」の出生を防止することを目的として障害者や病者に対する強制不妊手術が行われた。2018年、同意なく不妊手術を強制された被害者による仙台地裁への提訴を契機に、各地で国家賠償請求訴訟が提起された。2024年7月3日、最高裁大法廷は旧優生保護法を違憲と判断した。本書は、その歴史的判決直後に編まれた論集である。本書はこの判決をどのように位置づけるべきかを検討することで、日本においてリプロダクティブ・ライツがなぜ制度的・思想的に十分形成されてこなかったのかという問いを浮かび上がらせる。

旧優生保護法は、本人の同意に基づく優生手術を制度上規定していた。しかし最高裁判決は、「本人に同意を求めること自体」が個人の尊厳と人格の尊重に著しく反し、憲法13条に違反すると判示した。本書松原論文が指摘するように、この判決の重要性は、形式的な同意の有無ではなく、「強制された同意の問題」(197頁)があるという構造そのものに光を当てた点である。他方で、建石論文は、最高裁が不妊手術による侵害をリプロダクティブ・ライツではなく身体への侵襲からの自由の問題として判断した点に注目し、日本においてリプロダクティブ・ライツの憲法上の保障が未確立であることを示している。そのうえで、リプロダクティブ・ライツは人間の「尊厳としても保障」(178頁)されるべきであると論じる。

このように、最高裁判決はリプロダクティブ・ライツを明確には示さなかった。むしろこの判決は、日本社会で生殖の権利をどのように保障すべきかを改めて問いかけるものとなった。本書は、旧優生保護法問題が過去の人権侵害を認定し可視化したことにとどまらず、日本において生殖をめぐる権利概念そのものが十分に形成されていない現状を浮かび上がらせた。この意味において、旧優生保護法問題は歴史的問題であると同時に、今日の性と生殖の問題につながっている現在的問題でもある。したがって本書は、違憲判決を到達点とはせず、判決後の日本社会においてリプロダクティブ・ライツをいかに再定位しうるのかという課題を提示したと言える。

IV. 本書の意義——問いを拓く視座

本書のタイトルは「産む権利／産まない権利——リプロダクティブ・ライツの現在」である。「産む／産まない」を明確に切り分けたかのようにも読めるこのタイトルに対し、本書の射程はむしろ、その二項対立のあいだに広がる複雑な現実に向けられているように思われる。

子を産むこと／産まないことは、単に権利があるかどうかだけでは語りきれない。そこにはさまざまな事情や環境が重なり合い、その選択は常に揺れ動いている。たとえば、子を望んでも、年齢や身体的条件、パートナー関係、経済状況、医療へのアクセスの問題やケア資源の不足によって「産めない」場合がある。産むことを選択したのちに断念を余儀なくされることもあれば、望まぬ出産やそれを回避する選択も、単純な自由として行使されるわけではない。中絶の合法化は「中絶への実行的なアクセスが確保されていることと同じではない」(250頁)と指摘されるように、費用、時間、周囲の支援、医療アクセスといった条件が選択の幅を大きく左右する。また、「中絶せずに産んであげたいけれども母になれないという選択」(188頁)が「女性の自己決定権の行使そのもの」であるとの指摘は、

選択の意味の複雑さを示している。

さらに、リプロダクティブ・ライツの大前提には、「女性と子どもの安全、健康」がある（194 頁）。性的マイノリティの出産と子育てをめぐる困難の背景には、「子どもを育てたい」（222 頁）という希望を阻む社会的要因が存在する。本書は、出産後に母となることを望む人びとへのケアや育児を支える社会的支援のあり方に光を当てること、その選択の機会から制度的に排除されてきた存在を可視化している。

このように、リプロダクティブ・ライツは、単に「選べるかどうか」という問題ではない。安心して選べるだけの社会的な条件が整っているかどうかという問題でもある。本書は、権利の承認のみでは解決しえない制度設計、ケア資源の配分の課題を交差的に提示している。本書が明らかにするのは、「産む／産まない」という決断そのものよりも、その決断がどれほど不平等な条件のもとで行われているかという現実である。本書の大きな意義は、「産む／産まない」という二分法では捉えきれない、生殖の現実の揺らぎを描き出したことにある。その揺らぎを前提としたとき、私たちは生殖の権利をどのような社会的条件のもとで保障していくべきなのだろうか。